

学校いじめ防止基本方針



旭川市立未広北小学校

(令和4年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為です。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どものみならず、子どもを育む大人一人一人が、「いじめは、絶対に許されない」、「いじめは、卑怯な行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

令和4年3月に旭川市いじめ防止基本方針が、改定され、本校でもその方針を踏まえ、旭川市、旭川市教育委員会、旭川市小・中学校、家庭、地域住民、関係機関との連携の下、旭川市の未来の創り手となる子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、いじめの防止等の対策を推進してまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童（生徒）の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など



(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童（生徒）にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童（生徒）一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童（生徒）の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童（生徒）といじめを行った児童（生徒）との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童（生徒）が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童（生徒）がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童（生徒）本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

令和4年1月の学校だよりにも掲載しましたが、令和3年度は、次の2点をいじめ防止の重点事項（令和3年4月配付の学校いじめ防止プログラムに記載）として取り組みました。

①なぜ「いじめはどんなことがあっても許されないこと」なのかを様々な教科、時間、活動を通して指導する。

②子どもが困ったときに、思いを伝えられる信頼できる大人の存在（保護者、家族、教師、地域の人など）が重要であり、そのために子どもが安心して話すことのできる環境を整え、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する児童

の割合を0%にする。（令和2年度10%→令和3年度8.5%）

①に関しては、アンケートにおいて全員が「許されないこと」と回答しています。②に関しては、令和2年度よりも「相談しない」と回答した割合を減らすことができました。しかし、①に関しては、知識として理解していることと、実際の言動と一致させる必要があること。②に関しては、減少しているもののまだ8.5%の児童が誰にも相談しないと答えていることから、令和4年度の重点目標を以下の2点に設定しました。

◎「正しいコミュニケーションを心掛ける」

（令和3年度の「いじめはどんなことがあってもゆるされない」を実践レベルで行うという重点）

◎「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する児童の割合を0%にする。（令和3年度からの継続重点）

昨年度の児童同士のトラブルの原因として、「腹を立てると、言葉が荒くなる。」「手が出てしまう」「正しい言葉で注意できずに使ってはいけない言葉を使う。」「謝ったり、気遣ったりする場面で何もせずにその場を立ち去る」など正しいコミュニケーションができていれば、トラブルにならなかつたと思われる事例が見受けられました。これらのことは、頭ではわかっている、実際に行うことが難しいことでもあります。

2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

令和3年度は、児童会によるいじめ防止に向けたスローガンや絆づくりメッセージコンクールを開催し、いじめ防止の取組を行ってきました。

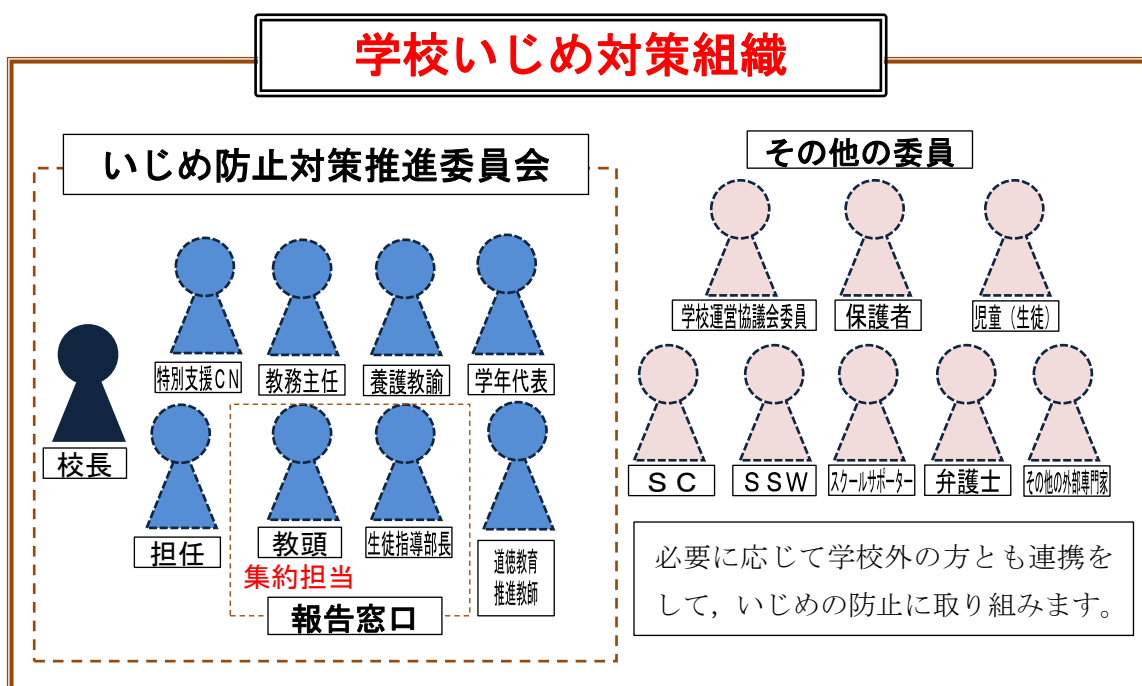
令和4年度は、2つの重点を達成するために、どんな活動ができそうか、各学級や児童会の活動で、話し合い、自分たちで決めた目標や合い言葉など子どもたちの主体的な取組を推進していきます。これらの取組は、今後、学校HPで紹介して行く予定です。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を組織的・実効的に対応するとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止等に努める組織として、いじめ防止対策推進委員会を設置しています。

いじめの事案の窓口担当は、生徒指導部長及び教頭、集約担当は教頭です。疑いのある事案は、いじめ防止対策推進委員会で検討し、いじめの認知の判断を行います



(2) 学校いじめ対策組織の役割

情報の収集や記録、認知の判断、対処プランの策定、事案への対処、校内研修の実施、PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直し、学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管などを行い、組織として対応します。

4 いじめ防止の取組

昨年度HPの「職員室の声」でお伝えした内容を一部修正して再掲載させていただきました。

(1) いじめについての共通理解

いじめ防止の取組としてまず挙げられることは、**教職員全員で「いじめについての共通理解」を図る**ということです。教職員がいじめの定義や原因、背景、具体的な指導上の留意点について同じ意識と指導で取り組むことが前提となります。その上で、いじめアンケートや日常の観察などからいじめの疑いのある事例については、いじめ防止推進委員会で話し合い、**一人の判断ではなく、組織としていじめの認知の判断をします**。令和3年度は、6月と11月にいじめ防止推進委員会を開催しました。

また、児童に対しては、いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について伝えます。令和3年度は5月に児童用「学校いじめ防止基本方針」を1・2年、3・4年、5・6年バージョンの3通りに分けて配付しました。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

特別の教科道徳などを中心に**価値理解、他者理解、人間理解**などを通して人との関わりの中で大切な道徳性を育成する取組を行っています。

価値理解とは、生活していく上で大事なことを理解することです。例えば「**時間を守る**」(道徳科の価値項目では、「**節度、節制**」に当たります)です。多くの子どもたちは、時間を守らなければならないという知識はもっていますし、時間を守る大切さも知っています。しかしブランコなどのように人気があって数の少ない遊具を使う時は、つつい長く乗っていたいと思ってしまう。「あと10秒ね」と言って、いつもよりもゆっくり数えたり、途中で数を忘れたふりをして数え直したりするのは、つつい誘惑に負けてしまう人間の弱さを表しています。このような人間の弱さについて学ぶことを**人間理解**と言います。逆に順番を待っている子は、いつもより速く数えて「もう10秒過ぎたよ。交代して」と不満顔で言います(どの学校でも、いつの時代でもよく見る光景です)。

また、「時間を守る」という同じ意味の言葉であっても、「1秒たりとも遅れる事なんてありえない」という人もいれば、「だいで、いいんじゃない」という人もいれば、少し遅れてもいいんじゃない」という人もいます。「時間を守る」のとらえ方は、人によって違います。それを知ることが「**他者理解**」です。

みなさんも集合時間にいつも遅れてくる人、いつも早く来ている人、ぴったりの時間に来る人が思い浮かびませんか。相手のことをよく知っていれば、「いつも遅れるから少し早めに集合時間を伝えておこう」「まあ、いつものことだからね」と落ち着いていられますが、全然知らない人が遅れてくると「なんだ。時間も守れないのか」といらいらしてしまいます。自分としては、時間を守っているつもりでも、相手には、いやな思いをさせているということがあります。

昔、ある学級で「友達にいやなことをされたことがありますか」と聞くと、多くの子どもが「ある」と答えていましたが、「友達にいやなことをしたことがありますか」と聞くと、ほとんどの人が「ない」と答えました。自分としては、悪いことをしていると思っていないけれど、相手の人にとっては、いやな場合があると言うことを、自覚できていないことを表しています。

自分が当たり前と思っていることは、他の人にとっては当たり前ではないかもしれない。だからこそ、言葉や行動などは相手のことを考える必要があるし、相手の様子を見ながら自分の言葉や行動の影響を確かめる必要があること。また、**相手の考え方や行動が違うことを許容する気持ち（道徳科の価値項目では、「相互理解、寛容」に当たります）**も大切であるということ学びます。

このように特別の教科道徳などを中心に**価値理解、他者理解、人間理解**などを通して、道徳性を育成する取組を行うことで、**他人の気持ちや考え方を共感的に理解する力**が身に付きます。この他者を共感的に理解する力がいじめの防止（いじめをしない、いじめを見逃さない、いじめられている子を助ける）に繋がっていきます。

（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

学校でいじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることがあります。大人の世界でも、同様のストレスがあります。同じ仕事をしていても、他の人が自分よりも高い評価を受けると、できない自分にストレスを感じたり、焦りを感じたりすることがあります。そのようなときにどのように対処するでしょうか。

- ①**他人の良さを素直に受け止め、よし自分も頑張るぞと前向きに捉える**
- ②**自分の得意分野を見つけ、そちらで自分らしさを発揮する**
- ③**スポーツや趣味で気分転換する**
- ④**人は人、自分は自分なので気にしない**
- ⑤**どうせ自分なんてとあきらめて、見ないふりをする**
- ⑥**自分よりもできていない人を見て安心する**
- ⑦**できる人のあらを探して悪口を言う。**

このように反応の仕方は様々なものが考えられますが、子どもたちに強く伝えたい言葉は、「**友達の良さを見つけられる人は、成長できる**」です。

「良さを見つける」ことができる子は、友達の姿を見て、「これは良いことだ」とその価値が分かっているということになります。言い換えると「**自分を成長させるためにこんなことができるようになりたい**」とより高い目標をもつ力があるということです。一方で、⑥や⑦に流されてしまう子は、自分を成長させるのではなく、他人を低く見ることで自分の立場を相対的に高めようとするということになります。これが、いじめにつながる原因の一つです。しかし、頭では分かっている、①のような考え方を実践することは簡単ではありません。「仲良しの友達だったらできるけれど、そうではない子だったらできない」「どんなに頑張っても、できないからもう頑張るのに疲れた」ということもあります。ですから、「すごい、誰に対しても、その考え方ができるなんて素晴らしいね」や「〇〇ができるようになったんだね。あきらめずに頑張ったからだね」と日々、

教師が子どもの良い考え方や成長を価値付けしていくことが重要です。逆に、子どもの良い考え方や行い、成長を台無しにするような声かけや態度は絶対に避けなければなりません。

また努力することでいつも成果が得られるものばかりではありませんし、がんばってもできないこともあります。ですから②③④の視点もとても重要です。大事なことは、**子どもの自己有用感や自己肯定感を育み、より良い自分を目指すという気持ちを持ち続けられる環境を整えること**です。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

ねたみや嫉妬などのいじめにつながりやすい感情を減らすために、**全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことが重要**です。本校では、学校の教育活動全体を通じ、児童の活躍の機会を全ての児童に提供し、自分の良さが認められていると実感できるように努めています。特別な場面だけでなく、普段の学習や生活の場面の中からも、その児童の良さを見い出し、言葉で伝えることを心掛けています。この自己有用感や自己肯定感は、年齢に応じて育まれていくものです。よく歩き始めた赤ちゃんが、何かを指さして、大人の方を見て笑うことがあります。これは、自分の興味のある物を指さして、「見て見て、あれ」という気持ちで、行っているものです。その時に、「そうだね。ワンワンだね」というように、声を掛けることで、赤ちゃんは気持ちを受け止めてもらって安心するとともに、徐々に気持ちを言葉で表現する方法を覚えていきます。このように、**年齢に応じた共感や理解を教師や家族が示すことによって、自己有用感や自己肯定感が育まれていきます。子どもの良さをみつける目、そしてコメント力が重要です。**

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが、大人の目の触れにくいところで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、積極的に認知します。いじめの早期発見のために次の取組を進めます。

○日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに務めます。

○児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラーの利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立末広北小学校 TEL 57-6635

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

保護者の役割

○保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。

○保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返さないよう、児童を見守り支えることが大切です。

※いじめの認知には、事実関係の確認が欠かせません。そのためには、いつ、どこで、何があったのかを時系列で記録しておくこと、また相手にもその事実を確認することが必要になります。いじめられていたと思っていたら、先に嫌なことをしていた場合など、被害と加害の入れ代わりなどの可能性やどちらもいじめとなる場合もあります。ですからいじめを受けていると思われる場合には、すぐに学校に連絡することが重要です。時間が経ち、いじめられた側は覚えていても、いじめた側が覚えていない（認めない）など、事実確認ができない場合は、解決が難しくなります。子どもたちの記憶、周りで見ていた子の記憶も時間が経てば経つほど曖昧になる傾向があります。

7 いじめの解消

学校がいじめが解消されていると判断する要件は以下の2つになります。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、そのあんぜん・安心を確保します。

○学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口（生徒指導部長） → 集約担当（教頭） → 校長

いじめ防止対策推進委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策委員会）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会，警察，子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全の確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させるなど，謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど，いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> <u>いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮のもと，個人情報に留意しながら</u> ，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理，指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等，児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

- 家庭，地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する以下の取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

保護者の役割

○学校や放課後によく名前を聞く友達の保護者と事前に連絡を取り合える関係づくりが重要です。お子さんが遊びに行くときに、よく遊ぶ友達の保護者に向けたお手紙を渡したり、公園に遊びに行ったときに、直接話しかけたりするなどして、お互いの連絡先を交換しておきましょう。

お手紙の例)

こんにちは、〇年〇組の〇〇です。

いつもうちの子が仲よくさせていただき、ありがとうございます。

子ども同士仲よくさせていただいているところ、親同士もいろいろとお話できるとありがたいです。また、万一、怪我や事故があったときにもすぐに連絡がとれると安心です。もしよろしければ、連絡先を交換させていただきませんか？こちらの電話番号を載せてありますので、お時間のあるときに連絡してください。

など

○放課後や土日など、ご自宅や学校外での子ども同士のトラブルは、原則、ご家庭同士で話し合って解決することになります。しかし、学校での人間関係が関係していることもあるため、学校にも情報をお知らせください。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

○現在のゲーム機は、ネットを通じたオンラインゲームが多いです。子どもたちに人気の最後の一人になるまで戦うバトルロワイヤルのゲームですが、実は、対象年齢が15才以上となっています。15才未満の子どものアカウントの場合は、保護者が許可し、年齢制限を解除することで遊べるようになります。


このように対象年齢が設定されている理由として考えられることは、①制限しないと、長時間ゲームをしてしまう。②課金したくなり、お金がかかる。③ボイスチャットやチャット機能で個人情報が漏れてしまう危険がある。④敵を倒していくゲームのため、暴力的な発言を聞いたり、言ったりする危険性がある⑤チームを組んで誰かを集中攻撃するなどゲーム内でのいじめに繋がる可能性があるなどです。


このようなゲームをする場合は、保護者の目の届くところで行うなど子どもの実態に応じた環境づくりが必要です。また、子どもからのSOSが出たときに、一緒にゲームの様子を見守るなどして、状況を確認する必要があります。

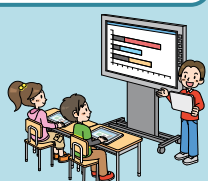

○SNSについても、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを確認するなど被害者にも加害者にもならないように使い方の指導を行うことが必要です。


11 学校いじめ防止プログラム

第2章の取組を整理し、1年間のいじめ防止対策の取組についての概略を次ページにまとめています。教職員、児童、家庭・地域に分けて月ごとに掲載しています。

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 <p>○学校ネットパトロール</p> <p>※通年で実施する</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 <p>○教育相談</p>
児童	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど <p>○児童が主体となった未然防止の取組</p> <p>○基本方針（児童版）策定（各学級での検討、周知）</p>		<p>○いじめアンケート調査①</p>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 <p>○基本方針のHP公開</p>		

	7月	8月	9月
教職員		<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど <p>○児童が主体となった未然防止の取組</p>		
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<p>○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について</p> 	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討</p> <p>○教育相談</p>	
児童	<p>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</p>	<p>○いじめアンケート調査②</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域	<p>○児童が主体となった未然防止の取組</p>		
家庭・地域			<p>○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活</p>

	1月	2月	3月
教職員		<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</p> <p>○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</p>
生徒	<p>○外部講師（警察）による，スマホ安全教室</p>	<p>○いじめアンケート調査③</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域	<p>○児童が主体となった未然防止の取組</p>		
家庭・地域		<p>○外部講師（警察）による，スマホ安全教室への参加</p> <p>○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価</p>	